

## 公的年金からの引落とし(特別徴収)

公的年金からの特別徴収制度は、年金の支払いを受けている方の納税の利便性の向上と、市町村における事務の効率化を目的として地方税法を根拠に行われるものです。ご負担いただく税額に変更はありません。また口座振替による納付を選択することはできません。

● **対象となる方** 次の①～④すべてにあてはまる方が対象となります

- ① 満 65 歳以上で公的年金等を受給している
- ② 公的年金等にかかる所得に対して個人の市民税・県民税が課税されている
- ③ 年額 18 万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等を受給している
- ④ 4 月 1 日現在、神戸市の介護保険料が公的年金からの引落とし対象である

● **徴収方法**

公的年金等にかかる所得(以下、年金所得といいます)に対する個人市民税・県民税を、年 6 回の年金支給月(4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・翌年 2 月)ごとに引落します。(このことを特別徴収といいます)  
特別徴収が開始する年度とそれ以降で徴収方法が以下のとおり、変わります。

<特別徴収が開始する年度(初年度)>

6 月・8 月に年金所得にかかる年税額の 1/4 ずつを納付書又は口座振替で納めていただきます。続いて 10 月・12 月・2 月の公的年金の支払いの際に、公的年金の支払者が年金所得にかかる年税額の 1/6 ずつを引落します。

月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
方法	納付書で納める		年金からの引落とし		
税額の計算方法	年税額の 1/4		年税額の 1/6		

例)年金所得にかかる年税額が 6 万円の場合

税 額	15,000 円×2 回	10,000 円×3 回
-----	--------------	--------------

<特別徴収が継続する年度(2 年目以降)>

公的年金の支払者が 4 月・6 月・8 月は、前年度の年金所得にかかる年税額の 1/6 ずつを引落とし(仮徴収)、10 月・12 月・2 月は、今年度の年金所得にかかる年税額から仮徴収税額を差し引いた額の 1/3 ずつを引落します(本徴収)。

月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
方法	年金からの引落とし(仮徴収)			年金からの引落とし(本徴収)		
税額の計算方法	前年度の年金所得にかかる年税額の 1/6 の金額			年税額から、仮徴収された金額を差し引いた残額の 1/3 の金額		

例)年金所得にかかる今年度の年税額が 7 万 2 千円で前年度の年税額が 6 万円の場合

税 額	10,000 円×3 回	14,000 円×3 回
-----	--------------	--------------

## 令和 5 年 3 月 16 日以降に申告書を提出された場合

この度お送りしています市民税・県民税税額決定通知書に、市民税・県民税の申告書及び所得税の確定申告書の内容が反映されていない場合があります。この場合、順次、申告書の内容を反映した税額変更通知書をお送りします。